

鶴居村分別収集計画

令和4年6月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1. 計画策定の意義

鶴居村は、釧路管内のほぼ中心に位置し、眼下には釧路湿原が広がり、春には沿道が花で飾られ、冬には雪原にタンチョウが舞う、日本で最も美しい村の一つである。

このような自然豊かでうるおいのある生活環境を維持するには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。また、本村は、令和4年3月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指している。そのため、社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本村における廃棄物の処理は、不燃ごみについては、平成16年4月より供用を開始している鶴居村一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という）において埋立処理し、可燃ごみについては、釧路広域連合の清掃工場において焼却処理している。現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、最終処分場の残余容量の確保や廃棄物の減量・リサイクル推進は、喫緊の課題である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）を推進し、最終処分量や焼却量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画に基づき容器包装廃棄物の5Rを推進することにより、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、二酸化炭素排出量の削減及び資源の有効利用などにより循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画の実施に当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の5R※（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 村民、事業者、行政のそれぞれが主体的に取り組む資源回収の促進

※5Rとは

- ①Rehuse（リフューズ）：断る～ごみになる不用なものは断る、買わないこと
- ②Reduce（リデュース）：発生抑制～ごみの発生量が少ない物を必要な量だけ買うこと
- ③Reuse（リユース）：再使用～繰り返し使ったり、不用なものを交換・寄付などすること
- ④Repair（リペア）：修理～壊れたものなどを修理や部品交換して、長く使うこと
- ⑤Recycle（リサイクル）：再生利用～不用になったものを資源として再生利用すること

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	112 t	110 t	108 t	107 t	106 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては村民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。

○容器包装リサイクル法を含めた環境保全への意識啓発

容器包装リサイクル法に関する正しい知識と、これを通じた自然環境の保全について、次の方法での啓発活動を行う。

- （1）啓発媒体（パンフレット、広報紙、IP告知端末他）の使用等、様々な機会を通して、村民のごみ処理や環境保全に対する意識高揚を図る。
- （2）学校教育及び地域活動等、数多くの場を通して、地域、学校、事業所などにリサイクル等のごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。また、ごみに対する意識を育てるため、学校や地域からの要請に応じて、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。
- （3）事業者並びに消費者相互に対し、小売段階での過剰包装の抑制、買い物袋の持参、過剰包装の商品を選択しないなどの意識啓発活動に取り組み、ごみの排出抑制に努める。
- （4）村が率先して、再生資源を原材料として利用した製品やリターナブル容器を選択、利用するとともに、事業者及び村民に対しても環境に配慮した製品の積極的な利用を促進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、焼却施設における焼却量削減及びこれまでの資源分別の取り組みを総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、保管施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶
主として ガラス製の容器 ①無色のガラス製容器 ②茶色のガラス製容器 ③その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下白色トレイと表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器		3.77t		3.71t		3.65t		3.61t		3.57t	
主としてアルミ製の容器		8.02t		7.90t		7.77t		7.69t		7.61t	
無色のガラス容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		8.48t		8.34t		8.21t		8.13t		8.04t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		8.48t	0.00t	8.34t	0.00t	8.21t	0.00t	8.13t	0.00t	8.04t	0.00t
茶色のガラス容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		8.48t		8.34t		8.21t		8.13t		8.04t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		8.48t	0.00t	8.34t	0.00t	8.21t	0.00t	8.13t	0.00t	8.04t	0.00t
その他のガラス容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		5.65t		5.56t		5.48t		5.42t		5.36t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		5.65t	0.00t	5.56t	0.00t	5.48t	0.00t	5.42t	0.00t	5.36t	0.00t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		0.94t		0.93t		0.91t		0.90t		0.89t	
主として段ボール製の容器		31.99t		31.49t		31.00t		30.67t		30.34t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		6.21t		6.11t		6.01t		5.95t		5.89t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0.00t	6.21t	0.00t	6.11t	0.00t	6.01t	0.00t	5.95t	0.00t	5.89t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		10.82t		10.65t		10.48t		10.37t		10.26t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0.00t	10.82t	0.00t	10.65t	0.00t	10.48t	0.00t	10.37t	0.00t	10.26t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		27.28t		26.86t		26.43t		26.15t		25.88t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0.00t	27.28t	0.00t	26.86t	0.00t	26.43t	0.00t	26.15t	0.00t	25.88t
(うち白トレイ)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1.40t		1.38t		1.35t		1.34t		1.33t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0.00t	1.40t	0.00t	1.38t	0.00t	1.35t	0.00t	1.34t	0.00t	1.33t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは次とおり算定した。

鶴居村一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成29年度から令和13年度）における資源化量の推計を採用した。算定方法は以下のとおりである。

- (1) 鶴居村一般廃棄物処理基本計画の目標値である令和13年度の1人1日当たりの資源ごみの排出量 196.7 g/人・日に焼却施設から発生する溶融スラグ等 17.9 g/人・日を加えた 214.6 g/人・日から各年度の資源ごみの総排出量を次のとおり設定した。

各年度の資源ごみの総排出量

各年度の人口×各年度の1人1日当たりの資源ごみ排出量×日数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口	2,498人	2,493人	2,489人	2,480人	2,471人
1人1日当たりの資源ごみ排出量	231.15 g/人・日	229.06 g/人・日	226.90 g/人・日	224.88 g/人・日	222.82 g/人・日

※各年度の人口については、平成28年2月策定の「鶴居村人口ビジョン」の将来人口を採用した。

なお、令和4年3月31日現在の総人口は、2,473人である。

- (2) (1) で設定した各年度の資源ごみ総排出量に品目別割合（令和1・2年度実績平均）を乗じて各年度の品目別処理量を設定し、対象外品目を減じて算定した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本村では、平成17年7月より容器包装廃棄物を含む資源分別回収を全地区対象に実施している。分別収集については、現行の収集体制を活用して実施することとする。

○分別収集の実施体制（計画対象品目のみ）

容器包装廃棄物の種類		分別の区分	収集・運搬・選別	保管
缶	スチール	缶	委託業者による 定期回収・選別	委託業者
	アルミ			
びん	無色ガラス	ガラスびん		
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		
	紙製容器包装	その他紙容器		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	白色の発泡スチロール製トレイ	白色トレイ		
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期回収	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類は、委託業者のリサイクル事業所（以下「委託事業所」という。）で選別・圧縮・加工後、スチール缶は製鉄原料として、アルミ缶はアルミニウム合金の原料として、それぞれ再生利用する。

びん類は、選別・保管後、指定法人に引き渡し、ガラスびんや断熱材などの原料として再生利用する。また、びん類のうちリターナブルびんは、委託事業所で選別後、再利用する。

紙類は、委託事業所で選別・圧縮梱包後、再生紙の原料として再生利用する。

ペットボトルは、委託事業所で圧縮梱包後、ペットフレークとして様々なプラスチック製品の原料として再生利用する。

白色トレイは、委託事業所にて破砕後、その他プラスチック製容器包装は、委託業者にて収集した後、助燃材として利用する。

○分別収集の用に供する施設計画（計画対象品目のみ）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶	専用カゴ	飛散防止型 収集車 (4 t)	リサイクル事業 所（選別・圧縮 梱包・破砕等加 工・保管施設）
アルミ				
無色ガラス	ガラスびん			
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	飲料用紙パック	縛る又は袋 に入れる		
段ボール	段ボール	専用袋		
紙製容器包装	その他紙容器	専用袋		
ペットボトル	ペットボトル	専用袋		
白色の発泡スチロール 製トレイ	白色トレイ			
その他プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	汎用（透明）袋に入れる	パッカー車	なし

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

関係者が一体となって分別収集計画を実行するため、以下に本村の諸計画との関連を示す。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けての取組みの1つである「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品を含むプラスチックの分別収集については、早期に収集体制を構築し、収集を開始する際は、当計画を変更する。

（1）諸計画との関連

第5次鶴居村総合計画（平成30年度～令和9年度）

豊かな自然と共生する美しい村づくり

- *ごみ減量化とリサイクルの推進
- *ごみの収集体制の充実
- *ごみ処理施設の維持管理
- *不法投棄対策の推進



鶴居村一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和13年度）

- *ごみ減量化の推進
- *ごみの分別・リサイクル活動の推進
- *自然にやさしい資源循環型社会の実現



鶴居村環境基本計画（令和3年度～令和12年度）

- *脱炭素社会の実現
- *ごみ減量と適正な処理の推進
- *ごみ分別の徹底
- *不用品の再使用の促進



鶴居村分別収集計画（当計画 令和5年度～令和9年度）

(2) 鶴居村における資源リサイクルのフローチャート（計画対象品目のみ）

